

入管庁政第143号
総行国第40号
令和7年2月28日

各都道府県国際担当部長 様
各指定都市国際担当局長 様
(多文化共生施策担当課扱い)

出入国在留管理庁政策課長
総務省自治行政局国際室長
(公印省略)

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(通知)

平素より出入国在留管理業務及び地域における多文化共生の取組の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年2月17日、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準について規定する「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令」(令和7年法務省令第3号)及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」(令和7年法務省令第4号)が公布され、同年4月1日から施行されます。

本改正は、今後、特定技能外国人の受入れが増加することが見込まれる中、当該外国人が活動・居住する地域、受入れ機関及び地方出入国在留管理局の連携により、外国人との共生社会の実現を図るものであるところ、下記のとおり具体的な内容等を通知しますので、各地方公共団体におかれては、協力要請の流れ(別添1)を参考としながら、特定技能所属機関からの「協力確認書」の受領や、共生施策に係る特定技能所属機関への協力要請などについて御対応いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、本通知の内容について周知いただくようお願いいたします。

記

1 趣旨

(1) 特定技能制度

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある

産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れるための制度として、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を設け、平成31年4月から運用を行っている（別添2）。

（2）特定技能所属機関による特定技能外国人に対する支援

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）上、特定技能外国人の受入れ機関（以下「特定技能所属機関」という。）には、1号特定技能外国人（在留資格「特定技能1号」をもって在留する者をいう。）の職業生活上、日常生活上又は社会生活上必要な支援（日本人との交流促進に係る支援を含む。）の内容を定める1号特定技能外国人支援計画（以下「支援計画」という。）を作成し、当該支援を実施する義務がある。

（3）特定技能外国人の増加と省令改正

ア 令和6年3月29日の閣議決定により、特定産業分野を12分野から16分野に拡大するとともに、1号特定技能外国人の向こう5年間の受入れ見込数を約34万5千人から82万人に再設定した。その際、今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記された（別添3）。

イ 上記アを踏まえ、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正し、特定技能所属機関の責務として、①地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行うことを、また、②1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえることをそれぞれ規定した（別添4）。

2 具体的運用

（1）特定技能所属機関による「協力確認書」の提出・支援計画の作成

ア 特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局（以下「地方入管局」という。）に対し、施行期日以降、初めて特定技能外国人に係る在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」という。）を行うに当たって、当該外国人が活動する事業所の所在地及び当該外国人の住居地が属する市区町村に対して、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときに

は、当該要請に応じ、必要な協力を行う旨の「協力確認書」（別添5）を提出する。

- イ 上記アの協力確認書は、基本的に、施行期日以降、特定技能所属機関が初めて在留諸申請を行う際に作成し、該当する市区町村に一度提出するものとする。その後、同一の事業所で活動する他の特定技能外国人に係る在留諸申請や、再度の在留諸申請の際には、再提出を要しない。ただし、協力確認書に記載された事項（例：事業所の所在地や住居地、担当者連絡先等）に変更が生じた場合は、該当する市区町村に対して、改めて協力確認書を提出する。なお、特定技能外国人の転職・転出や帰国の際には、特定技能所属機関から連絡する必要はない。
- ウ 特定技能所属機関は、地方公共団体において実施する共生施策（※）を確認の上、支援計画を作成し、在留諸申請の際に地方入管局に提出する。なお、共生施策の確認は、基本的に各地方公共団体のホームページの閲覧によって行うことを想定している（なお、支援計画は地方公共団体には共有されない。）。

※ 本件取組における地方公共団体が実施する共生施策とは、例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等を想定している。

（2）地方公共団体による「協力確認書」の受領・共有

市区町村の所管部署は、特定技能所属機関から提出された協力確認書を受領するとともに、必要があれば、適宜、情報管理に関連する規定に従いつつ、関係部署等に対し、協力確認書上の情報を共有する。

（3）地方公共団体による協力要請

- ア 地方公共団体は、共生施策を実施する観点から、特定技能所属機関の協力を求める必要がある場合は、適宜、協力確認書上の記載情報も活用しつつ、特定技能所属機関に対し、協力を要請する。
- イ 地方公共団体が共生施策を行うに当たって、地域内の特定技能所属機関に係る情報（例：当該機関に属する特定技能外国人の国籍、人数等）を把握する必要がある場合は、協力確認書に記載された特定技能所属機関の担当者連絡先へ照会する。
- ウ 協力を要請する際は、その趣旨や根拠、協力を求める理由・必要性、協力要請事項、関係する共生施策の具体的内容を、参考資料とともに明示するなど、特定技能所属機関に対して丁寧な説明を行うことが望ましい。別添6のとおり、協力要請を行う際の文書の雛形を示す。
- エ 本件取組は、あくまでも共生施策の実現のために行うものであり、また、特定技能所属機関に対して協力を強制できるものではない（法的根拠があるものを除く。）ところ、その趣旨から、本件取組におい

て想定される協力要請と想定していない協力要請の具体例をそれぞれ次の（ア）（イ）のとおり示す。

（ア）本件取組の趣旨を踏まえた協力要請の例

- ・ 条例等の法的根拠があるもの
- ・ アンケート調査、ヒアリング等への協力
- ・ 各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等

（イ）本件取組において想定していない協力要請の例

- ・ 条例等の法的根拠がないにも関わらず、特定技能外国人に対する地域イベントへの参加を強制させる、又は地方公共団体への拠出金を求めるもの
- ・ 地方公共団体以外の機関等に対する協力を要請するもの
- ・ 共生施策や特定技能外国人の支援とは明らかに関係性がないもの
- ・ 特定技能所属機関の協力がなくても、地方公共団体のみで実施可能であるもの又は実施することが相当であるもの
- ・ 社会通念上、特定技能所属機関及び特定技能外国人にとって過大な負担が生じるもの

オ 地方公共団体は、特定技能所属機関の協力確認書の提出の有無にかかわらず、当該特定技能所属機関に対し協力を要請することができる。

3 運用に伴う地方公共団体への依頼事項

（1）各地方公共団体の所管部署及び受領方法の設定・周知等

ア 本件取組は、原則として、各市区町村における外国人の受入れ環境整備を管轄する部署が所管することを想定している。ただし、当該部署を設置していない市区町村においては、所管部署（総務課等）を任意に定めること。

イ 各市区町村の所管部署は、特定技能所属機関が円滑に協力確認書を提出できるよう、協力確認書の受領方法（例：対面、郵送、電子メールによる受領等）を設定の上、各市区町村のホームページ等で周知を図るよう努めること。

ウ 協力確認書の情報は、情報管理に関する規定に従い、適切に管理すること。また、同規定に基づき、必要に応じて、協力確認書の情報を関係部署等に共有すること。

（2）地方公共団体における共生施策の周知

特定技能所属機関が支援計画を作成する際に、地方公共団体における共生施策を確認しやすいよう、ホームページ掲載等による当該施策の周知や特定技能所属機関からの問合せ対応に協力するよう努めること。

- 4 地方公共団体の協力要請に応じない特定技能所属機関について
 - (1) 地方公共団体は、共生社会の実現に必要な施策であり、特定技能外国人に対する支援に資するものであるにもかかわらず、地方公共団体の協力要請に応じない特定技能所属機関があった場合には、特定技能所属機関の事業所の所在地を管轄する地方入管局（別添7）に相談できるものとする。ただし、当該相談は、地方公共団体から特定技能所属機関に対して複数回にわたって協力を要請したにもかかわらず、特定技能所属機関が合理的な理由もなく要請に応じないような場合に限ること。
 - (2) 地方入管局への相談に当たっては、事案の具体的な内容が分かるよう、所定の書面（別添8）及び参考資料をもって行う。
 - (3) 地方入管局では、地方公共団体からの相談等を受けた場合、必要に応じて、当該地方公共団体又は特定技能所属機関等に事情を確認した上で、特定技能所属機関等に対する指導等を行う。

- 5 施行期日
令和7年4月1日から施行する。

添付物

- 1 協力要請の流れ
- 2 特定技能制度の概要
- 3 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）（抜粋）
- 4 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和7年法務省令第3号）（抜粋）
- 5 協力確認書
- 6 特定技能所属機関へ協力要請を行う際の参考書式
- 7 地方出入国在留管理局の相談窓口一覧
- 8 特定技能所属機関に対する協力要請に関する相談申出書

協力要請の流れ

特定技能所属機関

1. 協力確認書の作成・提出

提出先

以下、①②の属する市区町村

- ① 特定技能外国人が活動する**事業所の所在地**
- ② 特定技能外国人の**住居地**

提出方法

各市区町村が指定する方法

例：紙（対面又は郵送）、電子メール、Webフォーム等

提出時期

- ・ 令和7年4月1日以降、初めて特定技能所属機関が特定技能外国人に係る在留諸申請を行うとき
- ・ 提出済みの協力確認書の記載事項に変更等が生じたとき
- ・ 特定技能外国人の事業所／住居地が変わった（他の市区町村への転居等）とき

提出

地方公共団体

2. 市区町村による協力確認書の受領

- ・ 必要に応じて、関係部署等に対し、協力確認書上の情報（事業所の所在地、連絡先等）を共有

特定技能所属機関への協力要請

- ・ 必要に応じて、特定技能所属機関に対し、共生施策に係る協力を要請する ⇒ 協力要請時は、趣旨、根拠、理由等を丁寧に説明するよう努める。

地方出入国在留管理局への相談

- ・ 数次にわたって協力要請を行ったにもかかわらず、合理的な理由がなく、特定技能所属機関から協力が得られない場合、地方出入国在留管理局に相談

必要に応じて指導・助言・協力要請等

協力要請

相談

回報

特定技能所属機関

3. 在留諸申請

- ・ 協力確認書の提出先等を申告
- ・ 地方公共団体による共生施策を踏まえ作成した1号特定技能外国人支援計画を提出

協力要請への対応

- ・ 共生社会の実現に必要な施策であり、それが支援計画に基づく支援に資するものである場合、協力要請に応じる

在留諸申請

地方出入国在留管理局

- ・ 在留諸申請時、地方公共団体へ協力確認書の提出を行っていない特定技能所属機関に対し、提出を促す
- ・ 地方公共団体からの相談に基づき、事実関係を確認の上、必要に応じて、指導・助言・協力要請等を行う

▶ 協力確認書の運用

- 協力確認書は、基本的に一度、地方公共団体に提出すれば足り、その後、特定技能所属機関が別の特定技能外国人を雇用する場合や、再度在留諸申請を行う場合、転職・転出時、及び帰国時には**再提出を要さない**。

▶ 協力要請の具体例

- 本件の趣旨を踏まえた協力要請の例
 - ・ 条例等の法的根拠があるもの
 - ・ アンケート調査、ヒアリング等への協力
 - ・ 各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等

▶ 相談時の留意事項

- 地方出入国在留管理局への相談※は、地方公共団体から特定技能所属機関に対して十分に説明し、かつ数次にわたって協力要請を行ったにもかかわらず、合理的な理由がなく、協力要請に応じない場合に限る
- 地方出入国在留管理局への相談は、文書で行う
※事業所の所在地が属する地方出入国在留管理局

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：280,200人（令和6年11月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：673人（令和6年11月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、漁業、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

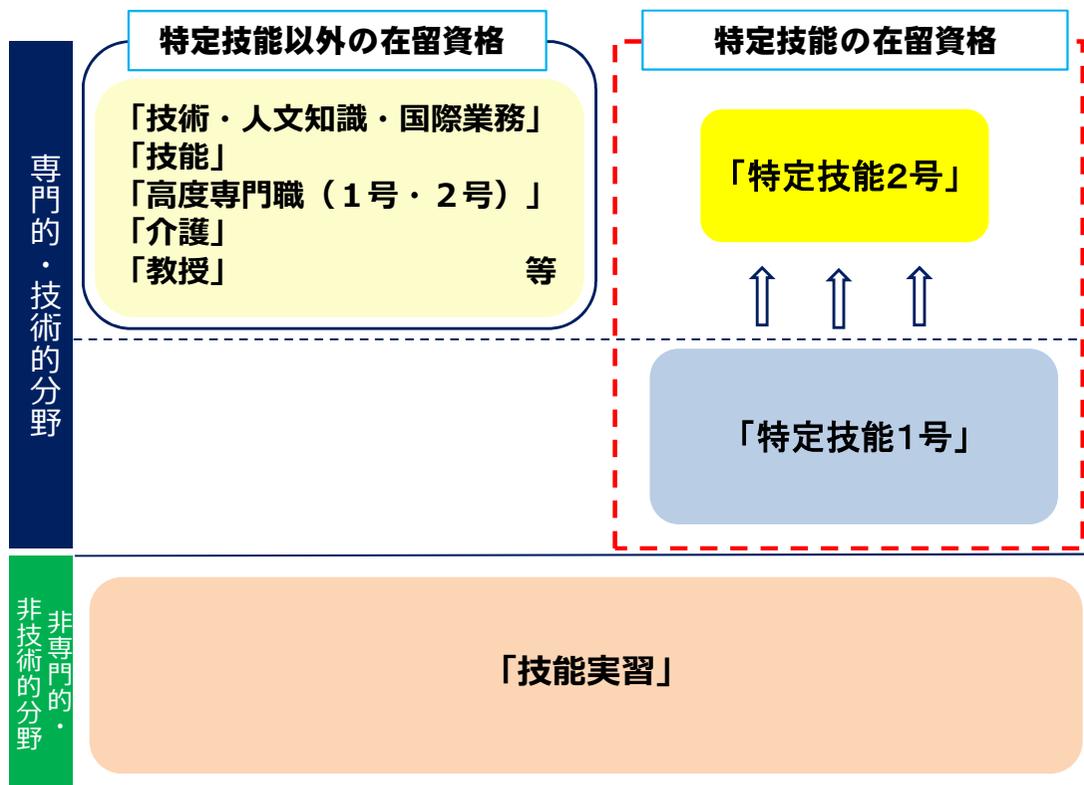
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）（抜粋）

1～4（略）

5 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項

（1）特定技能所属機関の責務

特定技能所属機関は、出入国管理関係法令・労働関係法令・社会保険関係法令等を遵守することはもとより、上記1の意義を理解し、本制度がその意義に沿って適正に運用されることを確保し、また、本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保するとともに、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務がある。

（略）

（2）1号特定技能外国人支援

ア 1号特定技能外国人支援は、特定技能所属機関又は登録支援機関が支援の実施主体となり、地域の外国人との共生に係る取組も踏まえつつ、1号特定技能外国人支援計画に基づき、これを行う。

1号特定技能外国人支援の内容については、主として以下のとおりとする。

- ① 外国人に対する入国前の生活ガイダンスの提供（外国人が理解することができる言語により行う。④、⑥及び⑦において同じ。）
- ② 入国時の空港等への出迎え及び帰国時の空港等への見送り
- ③ 保証人となることその他の外国人の住宅の確保に向けた支援の実施
- ④ 外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施（預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約に係る支援を含む。）
- ⑤ 生活のための日本語習得の支援
- ⑥ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑦ 外国人が履行しなければならない各種行政手続についての情報提供及び支援
- ⑧ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援
- ⑨ 外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を行うことができるようにするための支援

イ～カ（略）

（3）～（5）（略）

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和7年法務省令第3号）（抜粋）

第一条 （略）

第二条 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 （略）

十二の二 特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をするものとしてい
ること。

十三 （略）

第三条 （略）

第四条 法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

二～五 （略）

_____ 市・区・町・村長 殿

協 力 確 認 書

特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をいたします。

年 月 日

特定技能所属機関名 _____
事業所の所在地 _____
担当者連絡先（部署・担当者名） _____
電 話 番 号 _____
メ ー ル ア ド レ ス _____

地方出入国在留管理局の相談窓口一覧

※ 特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地を管轄する地方局・支局にお問い合わせください。

地方局・支局名	担当部門	住所	電話番号	管轄する都道府県
札幌出入国在留管理局	審査部門	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	0570-003259	北海道
仙台出入国在留管理局	審査第二部門	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	0570-022259	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
東京出入国在留管理局	就労審査第三部門	〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30	0570-034259	茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、東 京都、新潟県、山梨県、 長野県
東京出入国在留管理局 横浜支局	就労・永住審査部門	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	0570-045259	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒455-8601 愛知県名古屋港区正保町 5-18	0570-052259	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
大阪出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 一丁目 29 番 53 号	0570-064259	滋賀県、京都府、大阪府、 奈良県、和歌山県
大阪出入国在留管理局 神戸支局	審査部門	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り 29 神戸地方合同庁舎	078-391-6378	兵庫県
広島出入国在留管理局	就労・永住審査部門	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4412	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
高松出入国在留管理局	審査部門	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町 72-9	087-822-5851	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
福岡出入国在留管理局	就労・永住審査部門	【持参による提出先】 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎 【郵送による提出先】 〒814-0005 福岡県福岡市早良区祖原 14-15	092-831-4144	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
福岡出入国在留管理局 那覇支局	審査部門	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186	沖縄県

〇〇〇〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇〇日

特定技能所属機関に対する協力要請に関する相談申出書

申出地方公共団体	地方公共団体名： 連絡先： (担当者名：)
相談先地方出入国 在留管理局	〇〇出入国在留管理局
特定技能所属機関	名称： 事業所所在地： 連絡先： (担当者名：)
事 案 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が求める協力の具体的内容、関連する共生施策、協力を求める根拠（条例等）、理由、必要性等 ・地方公共団体による協力要請、説明の時期、説明を行った回数、協力要請に対する特定技能所属機関の反応等（協力要請に応じないとする具体的かつ詳細な理由等） <p>※必要に応じて、別紙により概要を記載することも可</p>
備 考	

※ 上記特定技能所属機関から提出があった協力確認書（写し）及びその他参考資料（根拠となる条例、共生施策の内容が分かる資料、アンケート調査用紙、イベント開催案内文等）を添付する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

回報書

措 置 内 容	<p>例 1：令和〇年〇月〇日、上記特定技能所属機関に対して、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 19 第〇号に基づき、〇〇するよう指導を行った。</p> <p>例 2：令和〇年〇月〇日、上記特定技能所属機関が行った〇〇（改善命令の内容）について、改善命令を行った。</p> <p>※必要に応じて、別紙により回報内容を記載することも可</p>
備 考	<p>〇〇出入国在留管理局〇〇部門（担当：〇〇） 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

令和7年（2025年）4月1日から 特定技能基準省令の一部を改正する省令※が施行されます

※ 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記されました。

これを踏まえ、特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが規定されました。

特定技能所属機関が取り組む4つのポイント

1 協力確認書の提出



特定技能外国人の受入れに当たり、市区町村に対し、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の「協力確認書」を提出します。

2 在留諸申請における申告



特定技能外国人に係る在留諸申請において、地方公共団体が実施する共生施策に対し、必要な協力をする、こととしている旨を申告します。

3 支援計画の作成・実施



地方公共団体が実施する共生施策（例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等）を確認し、これを踏まえ、1号特定技能外国人支援計画を作成・実施します。

4 必要な協力の実施



地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められたときは、当該要請に応じ、必要な協力をを行います。

Q & A

運用の詳細は入管庁HPで御確認いただけます。



1. 協力確認書の具体的な運用について教えてください。

特定技能所属機関は、次のいずれかの時点において、市区町村に対し、協力確認書を提出します。

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
- 既に特定技能外国人を受け入れている場合には、令和7年4月1日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前

※ 協力確認書は各市区町村が指定する方法により提出してください。

※ 協力確認書の様式等は、令和7年3月下旬頃、入管庁HPに掲載予定です。運用の詳細は入管庁HPを御確認ください。

2. 在留諸申請における申告・支援計画の作成について教えてください。

令和7年4月1日から特定技能外国人の在留諸申請における申請書（特定技能所属機関等作成用）及び「1号特定技能外国人支援計画書」の様式等が変更されます。令和7年4月1日以降の在留諸申請は、新たな様式に従って、各種申請書類を作成・提出してください（新たな様式については、別途、入管庁HP等で御案内します。）。

3. 地方公共団体からどのような協力要請がありますか。

例えば、アンケート調査等への協力、各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等が想定されます。

詳細は入管庁HPに掲載しています。
こちらから御確認ください。



本件取組HP



Q & A



特定技能制度

特定技能制度における地域の共生施策に関する連携に係るQ & A

取組の概要

協力確認書

地方公共団体からの協力要請

地方出入国在留管理局からの指導等

1号特定技能外国人支援計画の作成・実施

支援計画の変更の届出

その他

答え

取組の概要

Q01 [本件取組の概要について教えてください。](#)

Q02 [本件取組に係る省令改正について教えてください。](#)

Q03 [本件取組における地方公共団体が実施する共生施策とは何ですか。](#)

協力確認書

Q04 [協力確認書はいつから提出しなければいけませんか。](#)

Q05 [協力確認書の提出先・提出方法について教えてください。](#)

Q06 [特定技能外国人が活動する事業所が複数の市区町村にある場合、協力確認書は各市区町村に提出する必要がありますか。](#)

Q07 [協力確認書は誰が提出できますか。](#)

- Q08 特定技能所属機関名を変更した場合、協力確認書の再提出は必要ですか。
- Q09 特定技能外国人を受け入れている事業所の所在地又は特定技能外国人の住居地に変更が生じた場合、協力確認書の再提出は必要ですか。
- Q10 特定技能所属機関を別法人に変更した場合（個人事業主から会社への変更、法人の設立等）、協力確認書を提出していた市区町村に対する協力確認書の再提出は必要ですか。
- Q11 特定技能外国人が転職・転出、帰国等をした場合、協力確認書を提出していた市区町村に対する報告等は必要ですか。
- Q12 特定技能外国人の在留諸申請が不許可等になった場合、協力確認書を提出していた市区町村に対する報告等は必要ですか。
- Q13 特定技能所属機関の本社はA市にあります。特定技能外国人の雇用形態が派遣で当該外国人がB町で活動している場合、協力確認書を提出する地方公共団体はどこですか。
- Q14 雇用する特定技能外国人が東京都C区で活動しています。事業所開設により、特定技能外国人が活動する事業所の所在地が、東京都D区に変わりました。この場合、協力確認書を再提出する必要がありますか。東京都D区で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。
- Q15 雇用する特定技能外国人が東京都E区で活動しています。事業所統合により、特定技能外国人が活動する事業所の所在地が、香川県F市に変わりました。この場合、協力確認書を再提出する必要がありますか。香川県F市で勤務する特定技能外国人は既に複数人います。
- Q16 雇用する特定技能外国人が神奈川県横浜市G区で活動しています。異動により、特定技能外国人が活動する事業所の所在地が、神奈川県横浜市H区に変わりました。この場合、協力確認書を再提出する必要がありますか。神奈川県横浜市H区で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。
- Q17 派遣形態で雇用する特定技能外国人が岐阜県I町で活動しています。企業都合により、当該外国人が、来月は長野県J町、再来月は福井県K町で活動することになります。この場合、協力確認書を各市区町村に提出する必要がありますか。各市区町村で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。
- Q18 L国の外国人を特定技能外国人として雇用するに当たり、在留資格認定証明書交付申請を行う予定です。当該外国人は現時点では奈良県M市で活動及び居住することを考えていますが、入国後の企業都合により別の市区町村で活動することも考えられます。この場合、協力確認書は

奈良県M市に提出すればよろしいですか。奈良県M市で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。

Q19協力確認書以外に市区町村に提出する書類等がありますか。

地方公共団体からの協力要請

Q20協力要請を実施するのは市区町村だけですか。

Q21地方公共団体が特定技能所属機関に対して協力要請を行う内容を教えてください。

Q22地方公共団体が特定技能所属機関に対して協力要請ができない内容を教えてください。

Q23地方公共団体からの協力要請は文書で送られますか。

地方出入国在留管理局からの指導等

Q24地方公共団体からの協力要請に応じない場合、罰則等がありますか。

1号特定技能外国人支援計画の作成・実施

Q251号特定技能外国人支援計画の作成・実施に当たり、地方公共団体が実施する共生施策はどのように確認すればよいですか。

Q261号特定技能外国人支援計画書の「V 共生施策関係」における「共生施策を確認した市区町村名」は協力確認書を提出する市区町村と同じですか。

Q27支援対象者が活動する事業所の所在地が複数ある場合、備考欄に記載すればよろしいですか。

Q28支援計画上の確認日はどの日付を記入すればよいですか。

Q29 地方公共団体が実施する共生施策を踏まえた当社の取組を書きたいのですが、どこに書けばよいですか。

支援計画の変更の届出

Q30 1号特定技能外国人支援計画書の「V 共生施策関係」の項目を変更する場合、支援計画の変更の届出が必要ですか。

Q31 1号特定技能外国人支援計画書の「IV 支援内容」の1から9までの各支援の自由記入欄に記載した市区町村の共生施策を踏まえた取組内容を変更する場合、支援計画の変更の届出が必要ですか。

その他

Q32 本件取組に係る連絡先を教えてください。

Q33 Q32以外の本件取組における地方公共団体が実施する共生施策に関する連絡先を教えてください。

答え

取組の概要

Q01本件取組の概要について教えてください。

A 特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記されたことを踏まえ、特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、特定技能所属機関に対し、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることを求めるものです。

Q02本件取組に係る省令改正について教えてください。

A 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令のうち、特定技能所属機関の基準に、特定技能所属機関は特定技能外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行うことが追加されました。また、1号特定技能外国人支援計画の基準として、当該支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが追加されました。

Q03本件取組における地方公共団体が実施する共生施策とは何ですか。

A 地方公共団体が実施する共生施策とは、特定技能外国人の支援に資するものを指します。例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等の施策等が想定されます。

一方で、例えば、訪日外国人旅行者向けの案内等、特定技能外国人の支援とは明らかに関係性がないものは、本件取組における共生施策の対象にはなりません。

協力確認書

Q04協力確認書はいつから提出しなければいけませんか。

A 本件取組の運用開始日（令和7年4月1日）以降、

- ・初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
- ・既に特定技能外国人を受け入れている場合には、運用開始日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前

に提出してください。なお、上記の時点で、同一の事業所において、当該外国人以外に、他の地域に居住している特定技能外国人がいれば、それぞれの住居地が属する市区町村にも協力確認書を提出してください。

Q05協力確認書の提出先・提出方法について教えてください。

A 特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村です。市区町村への提出方法については、各市区町村のホームページで御確認いただくか、直接、各市区町村にお問い合わせください（地方出入国在留管理局及び都道府県に提出する必要はありません。）。

Q06特定技能外国人が活動する事業所が複数の市区町村にある場合、協力確認書は各市区町村に提出する必要がありますか。

A 御認識のとおりです。

Q07協力確認書は誰が提出できますか。

A 特定技能所属機関の代表者（役員を含む。）又は職員です。

Q08特定技能所属機関名を変更した場合、協力確認書の再提出は必要ですか。

A 協力確認書に記載された事項に変更が生じた場合、該当する市区町村に対し、改めて協力確認書を提出する必要があります。

Q09 特定技能外国人を受け入れている事業所の所在地又は特定技能外国人の住居地に変更が生じた場合、協力確認書の再提出は必要ですか。

A 新たな事業所の所在地等が属する市区町村に協力確認書の再提出が必要です。なお、従来の事業所の所在地等が属する市区町村に対して、事業所の所在地等の変更があった旨を報告等する必要はありません。

※ 特定技能外国人が活動する事業所の所在地に変更が生じた場合、特定技能雇用契約の変更関係の届出が必要です。

Q10 特定技能所属機関を別法人に変更した場合（個人事業主から会社への変更、法人の設立等）、協力確認書を提出していた市区町村に対する協力確認書の再提出は必要ですか。

A お尋ねの場合、協力確認書の再提出が必要です。

Q11 特定技能外国人が転職・転出、帰国等をした場合、協力確認書を提出していた市区町村に対する報告等は必要ですか。

A 必要ありません。

Q12 特定技能外国人の在留諸申請が不許可等になった場合、協力確認書を提出していた市区町村に対する報告等は必要ですか。

A 必要ありません。

Q13 特定技能所属機関の本社はA市にあります。特定技能外国人の雇用形態が派遣で当該外国人がB町で活動している場合、協力確認書を提出する地方公共団体はどこですか。

A 派遣形態による雇用の場合、特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結している特定技能所属機関から、当該外国人が実際に活動している事業所が所在する市区町村に協力確認書を提出してください。お尋ねの場合、当該外国人が活動するB町に協力確認書を提出する必要があります。特定技能外国人の住居地が事業所の所在地と異なる市区町村の場合、当該市区町村にも協力確認書の提出が必要です。

Q14 雇用する特定技能外国人が東京都C区で活動しています。事業所開設により、特定技能外国人が活動する事業所の所在地が、東京都D区に変わりました。この場合、協力確認書を再提出する必要がありますか。東京都D区で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。

A 東京都の特別区に事業所等が所在する場合については、協力確認書は特別区に提出する必要があります。お尋ねの場合、特定技能外国人が活動する東京都D区に協力確認書を再提出する必要があります。特定技能外国人の住居地が属する市区町村については、新たな転出入がない限り、協力確認書を提出する必要はありません。

Q15 雇用する特定技能外国人が東京都E区で活動しています。事業所統合により、特定技能外国人が活動する事業所の所在地が、香川県F市に変わりました。この場合、協力確認書を再提出する必要がありますか。香川県F市で勤務する特定技能外国人は既に複数人います。

A お尋ねの場合、既に香川県F市に協力確認書を提出していれば再提出は必要ありません。ただし、これまで香川県F市に対して協力確認書を提出していない場合、協力確認書を提出する

必要があります。なお、事業所統合に伴い、特定技能外国人の住居地が属する市区町村も変更する場合、当該市区町村にも協力確認書の提出が必要です。

Q16雇用する特定技能外国人が神奈川県横浜市G区で活動しています。異動により、特定技能外国人が活動する事業所の所在地が、神奈川県横浜市H区に変わりました。この場合、協力確認書を再提出する必要がありますか。神奈川県横浜市H区で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。

A 政令指定都市については市に提出する必要がありますが、当該外国人は神奈川県横浜市に既に居住しているため、仮に市内で活動する区の変更があっても、協力確認書の再提出は必要ありません。特定技能外国人の住居地が属する市区町村についても、新たな転出入がない限り、協力確認書を提出する必要はありません。

Q17派遣形態で雇用する特定技能外国人が岐阜県I町で活動しています。企業都合により、当該外国人が、来月は長野県J町、再来月は福井県K町で活動することになります。この場合、協力確認書を各市区町村に提出する必要がありますか。各市区町村で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。

A 特定技能外国人を受け入れている事業所の所在地が属する各市区町村に協力確認書を提出する必要があります。お尋ねの場合、I町、J町及びK町の全てに協力確認書を提出してください。特定技能外国人の住居地が属する市区町村については、新たな転出入がない限り、協力確認書を提出する必要はありません。

Q18L国の外国人を特定技能外国人として雇用するに当たり、在留資格認定証明書交付申請を行う予定です。当該外国人は現時点では奈良県M市で活動及び居住することを考えていますが、入国後の企業都合により別の市区町村で活動することも考えられます。この場合、協力確認書は奈良県M市に提出すればよろしいですか。奈良県M市で勤務する特定技能外国人はその方が初めてです。

A お尋ねの場合、在留資格認定証明書交付申請においては、本邦で特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村となる奈良県M市に協力確認書を提出してください。入国後、当該外国人が別の市区町村で活動又は居住することになれば、活動する事業所の所在地及び住居地が属する各市区町村に協力確認書を提出してください。

Q19協力確認書以外に市区町村に提出する書類等がありますか。

A 協力確認書以外はありません。

地方公共団体からの協力要請

Q20 協力要請を実施するのは市区町村だけですか。

A 特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する都道府県から協力要請がなされる可能性もあります。

Q21地方公共団体が特定技能所属機関に対して協力要請を行う内容を教えてください。

A 本件取組の趣旨を踏まえた協力要請の例として、以下の事項が挙げられます（共生施策に関わるものに限る。）。

- ・ 条例等の法的根拠があるもの
- ・ アンケート調査、ヒアリング等への協力
- ・ 各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等

Q22地方公共団体が特定技能所属機関に対して協力要請ができない内容を教えてください。

A 本件取組において想定していない協力要請の例として、以下の事項が挙げられます。

- ・ 条例等の法的根拠がないにも関わらず、特定技能外国人に対する地域イベントへの参加を強制させる、又は地方公共団体への拠出金を求めるもの
- ・ 地方公共団体以外の機関等に対する協力を要請するもの
- ・ 共生施策や特定技能外国人の支援とは明らかに関係性がないもの
- ・ 特定技能所属機関の協力がなくても、地方公共団体のみで実施可能であるもの又は実施することが相当であるもの
- ・ 社会通念上、特定技能所属機関及び特定技能外国人にとって過大な負担が生じるもの

Q23地方公共団体からの協力要請は文書で送られますか。

A 協力要請については文書で行われることを想定しています（ただし、簡単な内容の場合は電話連絡やメール連絡等の手段で行われる可能性もあります。）。

地方出入国在留管理局からの指導等

Q24地方公共団体からの協力要請に応じない場合、罰則等がありますか。

A 地方公共団体から、協力要請が、共生社会の実現に必要な施策であり、特定技能外国人の支援に資するものであるにもかかわらず、協力要請に応じないなどの特定技能所属機関があるとして地方出入国在留管理局に相談があった場合、まずは、地方出入国在留管理局において、必要に応じて、当該地方公共団体又は特定技能所属機関等に事情を確認した上で、特定技能所属機関等に対する指導・助言・協力要請を行う場合があります。

また、特定技能所属機関等が協力要請に応じない場合、関連する地方公共団体の共生施策の内容、特定技能所属機関等が関与する必要性及び相当性その他諸般の事情を総合的に勘案し、特定技能所属機関等が地方公共団体による共生施策への協力が可能であるにもかかわらず、これを行わないため、当該外国人に対し職業生活上、日常生活上又は社会生活上必要な支援の実施が確保されず、その適正な在留及び支援計画の適正な実施に重大な支障が生じていると認められる場合には、特定技能所属機関等に対し、改善命令等を行う場合があります。

Q25 1号特定技能外国人支援計画の作成・実施に当たり、地方公共団体が実施する共生施策はどのように確認すればよいですか。

A 共生施策の確認は、基本的に地方公共団体（1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村）のホームページの閲覧によって行うことを想定しています。

地方公共団体によっては、外国人向けの生活ガイドブック等をホームページ等に掲載している団体、外国人との共生に係る施策を集約してホームページ等に掲載している団体、多文化共生の推進に係る指針・計画等（※）を策定している団体もあります。

そのため、例えば、協力確認書の提出先がN市の場合、「N市 外国人 生活ガイド」、「N市 外国人 共生」などをインターネットで検索いただき、該当するN市のホームページ等を確認していただくことが考えられます。

こうした地域における在留外国人向けの情報が見当たらない場合には、当該外国人を含めた地域住民一般に対する各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント等に関する施策等を御確認ください。

※ 指針・計画等の位置付けについては、単独の指針・計画等を策定している団体、国際化施策に関する指針・計画等や総合計画の中で多文化共生施策を含めている団体、これらを策定していない団体など、地方公共団体によって様々であると総務省では把握しております。

Q26 1号特定技能外国人支援計画書の「V 共生施策関係」における「共生施策を確認した市区町村名」は協力確認書を提出する市区町村と同じですか。

A 御認識のとおりです。

Q27 支援対象者が活動する事業所の所在地が複数ある場合、備考欄に記載すればよろしいですか。

A 御認識のとおりです。主たる事業所の所在地を「支援対象者が活動する事業所の所在地」欄に記載し、従たる事業所の所在地を備考欄に記載してください。

Q28 支援計画上の確認日はどの日付を記入すればよいですか。

A 本件取組の運用開始日（令和7年4月1日）以降、初めて特定技能外国人に係る在留諸申請を行う日までの日付を記入してください。

Q29 地方公共団体が実施する共生施策を踏まえた当社の取組を書きたいのですが、どこに書けばよいですか。

A 支援計画の支援内容1から9に関わる取組については各支援内容の自由記入欄に記入してください。その他の取組については、「V 共生施策関係」の備考欄に記入してください。

支援計画の変更の届出

Q30 1号特定技能外国人支援計画書の「V 共生施策関係」の項目を変更する場合、支援計画の変更の届出が必要ですか。

A 御認識のとおりです。特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の所在地（雇用する1号特定技能外国人の指定書に記載の所在地）を管轄する地方出入国在留管理局

に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。

Q31 1号特定技能外国人支援計画書の「IV 支援内容」の1から9までの各支援の自由記入欄に記載した市区町村の共生施策を踏まえた取組内容を変更する場合、支援計画の変更の届出が必要ですか。

A 御認識のとおりです。特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の所在地（雇用する1号特定技能外国人の指定書に記載の所在地）を管轄する地方出入国在留管理局に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。

その他

Q32 本件取組に係る連絡先を教えてください。

A 本件取組については、地方出入国在留管理局（本局・支局）の特定技能担当部署で担当していますので、詳細は[こちら](#)を御確認ください。

Q33 Q32以外の本件取組における地方公共団体が実施する共生施策に関する連絡先を教えてください。

A 以下の総務省の連絡先に御連絡ください。
総務省自治行政局国際室 03-5253-5527

「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」の改正案に対する意見（全国照会結果）

令和6年12月20日

農林商工常任委員会

外国人の受入と多文化共生社会実現PT

【回答団体】 47都道府県

【回答内容】

改正案① 8ページ 特定技能所属機関（受入れ企業）の基準改正

1 改正の挿入箇所

- 改正の挿入箇所については12の2となっているが、12号は報酬の払込み方法に関する項目であり、関連性が薄いため、別に項立てすることが望ましい。

2 協力要請の主体について

- 協力要請の主体が地方公共団体に限定されているが、国も主体となり得ると考える。

3 企業の能動的な対応を求めよう、踏み込んだ表現を検討

- 改正案はあくまで「地方公共団体から協力を要請された場合は協力する」という受動的な対応であり、共生社会の実現は行政のみで進めていくものではないことから、今一步踏み込んだ表現を検討願いたい。

※例えば、省令改正案には「特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすること等、共生社会の実現に寄与することとしていること。」等

※運用イメージについても同様に、「特定技能外国人が地域住民と共生できるよう地域社会参画の機会の確保に努めること」「地方公共団体から各種情報の周知、提供があった場合は、雇用する特定技能外国人について積極的に情報提供を行うこと」等、能動的な文言を盛り込んでも良いのではないか。

4 長期で安定的な生活を送る上で必要なことは、受入れ企業の責任で対応するよう、省令改正案に盛り込むべき

- 共生社会実現の実効性を担保するためにも、アンケート調査等実施や、各種情報提供の周知、提供等要請にかかる協力のみならず、さらに一步踏み込んだ対応が必要と言える。例えば納税、保険加入、年金払込み等、外国人材が長期で安定的な生活をする上で必要なことは、受入れ企業の責任で対応するよう、本省令改正案に盛り込むべきと考える。

5 「特定技能」に限定せず、全ての外国人材を対象とする制度の検討について

- 本改正に直接関連するものではないが、特定技能外国人に限らず、外国人被用者全体に対する受入れ企業の責務等についても国の方針を明確にしていきたい。
- 地方公共団体が受入れ企業にアンケート調査等を実施する、あるいは各種情報を周知、提供等を要請する場合、在留資格を「特定技能」に限定せず、基本的に全ての外国人材を対象とすることが想定されるため、本省令改正案のみでは、地方公共団体のニーズを満たすことができないと思われる。
対象を「特定技能」に限定しないよう、全ての外国人材の所管省庁間で、議論、検討を行っていただきたい。

6 具体的な運用イメージに記載する文言の修正の検討

- 「地方公共団体がアンケート調査等を実施する場合」、とあるが、アンケート調査に限定されるイメージがあるため、「雇用状況等に関するアンケート調査、意見聴取やヒアリング等」とする等、個別の働きかけにも積極的に対応するような文言にしていきたい。

7 特定技能外国人の受入れ状況の共有について

- 本照会に係る見直し案は、特定技能外国人の受入れ企業に対し、共生社会の実現のために地方公共団体が実施する施策への協力義務を課す制度改正だと認識している。
しかし、現行の入管法においては、どの企業に何人の特定技能外国人が在留しているかを地方公共団体が把握できる仕組みになっておらず、制度改正

の実効性に疑義が生じるところである。

従って、入管庁においては、地方公共団体の要請に応じ、県内企業における特定技能外国人の受入れ状況（企業名、受入れ人数、受入れ分野等の情報）を開示していただけるような仕組みを設けていただきたい。

- 受入れ企業に求める責務の実効性を確保するためには、受入れ企業と地方公共団体が連携を密にすることが不可欠であることから、受入れ企業が在留諸申請をした際にはその情報（企業名、特定技能の産業分野、特定技能外国人の数、帯同家族の有無等）が地方公共団体に提供される仕組みが構築されることが必要と考える。
- 都道府県においては、域内の特定技能所属機関等を網羅的に把握する手段を有していないため、共生社会実現のため協力を要請する相手方を特定できない。国においては、都道府県が適切に協力要請を行える仕組みを整備されたい。
- 現状、特定技能外国人の雇用状況について地方公共団体が把握できる仕組みがないため、本改正にあたっては、その仕組みの構築も合わせて対応いただきたい。
- 「具体的な運用のイメージ」に、「地方公共団体が受入れ企業に対して、当該機関に所属する特定技能外国人に対する各種情報の周知、提供等を要請する場合」とあるが、地方公共団体（市町村）は管轄内の受入れ企業を把握していない現状であるため、必要に応じて、地方公共団体へ受入れ企業の情報を提供いただきたい。
- 地方公共団体が、受入れ企業に対して調査や情報周知等の協力を求めるとき、国が把握する受入れ企業の情報を共有いただきたい。
※現在、都道府県及び市町村において、特定技能雇用企業を把握していないため、該当企業に対して協力を要請することができない。

8 地方公共団体の相談先等について

- 地方公共団体から、受入れ企業が上記のような協力要請に応じないとして相談があった場合、その内容を踏まえて、地方入管局は受入れ企業に対して、「必要な指導等を行う」について、地方公共団体はどこに相談することになるのか（例えば「出入国在留管理庁」なのか「出張所」でもよいのか）、また、指導までの期日はどの程度を想定しているのかご教示ください。

9 罰則について

- 報告徴収等を拒否した場合や改善命令処分に違反した場合の罰則の内容はどのようなものかを補足していただきたい。
- 協力要請だが、最終的に罰則を適用できることによって、実質的に命令と同じになっていることに違和感がある。

改正案② 9 ページ 第一号特定技能外国人支援計画の基準改正

1 地方公共団体の共生社会関係施策の確認について

- 地方公共団体の共生社会関係施策を確認するとあるが、どういった内容をどのように確認するのかを補足していただきたい。
- 特定技能所属機関等が地方公共団体の共生社会関係施策を網羅的に確認することができる仕組み（ポータルサイト等）を国において整備されたい。
- 運用イメージに「共生社会の実現のための施策を確認し」とあるが、当該施策には労働環境や雇用関係の施策のほか、生活環境や教育環境など様々な分野が関係し、また（当該施策の有無も含めると）都道府県だけでなく市町村や教育委員会等、担当する部署も多岐にわたることが想像される。項目が絞られているか、一元的に確認できるようなものがないと、確認すべき内容次第で、企業も地方公共団体も負担が増大すると考えられる。
- 「地方公共団体の共生社会関係施策を確認した旨を申告させる」とあるが、この申告のために地方公共団体の事務の増加とならないように運用いただきたい。

※関係施策とは具体的な施策等を指すのか、また、企業が確認をするために、行政が準備すべき書類は何を想定しているのかが不明であると、企業から地方公共団体への問合せが増加することを危惧する。

2 受入れ企業の支援計画の共有について

- 「地方公共団体から、受入れ企業等が共生社会の実現のための施策を踏まえた支援計画を適切に実施していなどの相談があった場合」について、地方公共団体において、「支援計画を適切に実施していない」企業の情報をどのよ

うに入手することを想定しているのかご教示いただきたい。

- 運用イメージにあるように、地方公共団体から、受入れ企業等が共生社会の実現のための施策を踏まえた支援計画を適切に実施していないなどの相談を地方入管局に行うには、前提として地方公共団体が当該支援計画の内容を知っている必要があるため、受入れ企業等又は地方入管局から支援計画の内容を共有する仕組みを作っていただきたい。

3 地方入管局の指導前における地方公共団体による働きかけの可否について

- 「地方入管局は受入れ企業等に対して、必要な指導等を行う。」とあるが、地方入管による指導に先立って地方公共団体から直接受入れ企業への働きかけは可能かを補足していただきたい。

改正案①及び改正案②の共通事項

1 地方公共団体の定義について

- 「地方公共団体」とは、当該一号特定技能外国人が就労する予定の事業所の所在地及び、当該一号特定技能外国人の居住する「都道府県及び市区町村」を指すという理解でよいかご教授いただきたい。

※現状では都道府県と市区町村がそれぞれ共生社会実現のための施策を定めて実施している。都道府県と市区町村がそれぞれ定める共生社会実現のための施策の両方が今回の省令改正案の対象となるという理解でよいか確認したいため。

2 国主導による共生社会の実現について

- 改正内容をみると受入れ企業等と地方公共団体任せの部分が多く見受けられる。共生社会の実現は全国的な課題であり、自治体の大小や財政力を問わず実現すべきものであることから、まずは国が主導し全国で均一的な取組が行えるよう、人的・財政的措置を行われたい。
- 今回の改正で、地方公共団体のみ事務負担、財政負担が大きくなることのないよう、受入企業と地方公共団体に負担を求めるだけでなく、国も、財政措置等を講じる必要があると考える。

3 受入れ企業や地方への意見聴取について

- 改正後の省令に基づく具体的な手続きについては、受入れ企業等の声などを聴いた上で、必要かつ効率的なものとなるよう検討いただきたい。

今後の制度運用に際しては、省令改正に向けたヒアリング等において抽出された課題や対応方針などを踏まえた、当該制度に係る国の基本方針等をお示しいただきながら、地方からの意見聴取を進めていただきますよう配意願う。

4 法令に企業の多文化共生に係る包括的な責務を明記すべき

- 在留諸申請時の地方公共団体の共生施策確認申告、受入れ企業への指導や報告徴収及び罰則、改善しない場合の処置等について、これらを実行に移すと、内容に関する問合せ対応等、地方公共団体の負担が膨大になる可能性がある。本県としては、個々の企業の実効性の確保（具体的な義務を課したり、指導・罰則を与えるなど）を求めるものではなく、法令に企業の多文化共生に係る包括的な責務を明記すべきと考える。

その他

1 受入れ企業に対するアンケート調査について

- 今回の改正は、地方公共団体における共生社会実現のための取組を後押しいただけるものという認識だが、今後、国より、地方公共団体に対し、受け入れ企業へのアンケート調査等の依頼が想定されているか。想定されている場合は、必要な財政措置等も併せてご検討いただきたい。

2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)抜粋(P7)について

- 「地方公共団体の要望を聞き取った上で、受入れ企業と地元の地方公共団体とが意思疎通しやすい環境を整える」のは「国が」という認識でよいかを補足していただきたい。

3 1号特定技能の入り口において求める日本語能力等について

- 1号特定技能の入り口における能力指標である日本語能力試験 N4（分野によっては N3）について、業務に携わる上で必要十分なものと言えるか、さらに高い能力を求めるべきか、業界団体等とコンセンサスを図る必要がある。

また、1号特定技能外国人の支援項目である「生活のための日本語習得の支援」について、実質的な能力評価基準・方法を設けた上で、その支援プロセスの明確化を行うべきと考える。

「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」の改正案への御意見(全国照会結果)に対する回答

目次

改正案① 8ページ 特定技能所属機関(受入れ企業)の基準改正

1 改正の挿入箇所.....	1
2 協力要請の主体について.....	2
3 企業の能動的な対応を求めるよう、踏み込んだ表現を検討.....	3
4 長期で安定的な生活を送る上で必要なことは、受入れ企業の責任で対応するよう、省令改正案に盛り込むべき.....	4
5 「特定技能」に限定せず、全ての外国人材を対象とする制度の検討について.....	5
6 具体的な運用イメージに記載する文言の修正の検討.....	6
7 特定技能外国人の受入れ状況の共有について.....	7
8 地方公共団体の相談先等について.....	9
9 罰則について.....	10

改正案② 9ページ 第一号特定技能外国人支援計画の基準改正

1 地方公共団体の共生社会関係施策の確認について.....	12
2 受入れ企業の支援計画の共有について.....	13
3 地方入管局の指導前における地方公共団体による働きかけの可否について.....	14

改正案①及び改正案②の共通事項

1 地方公共団体の定義について.....	15
2 国主導による共生社会の実現について.....	16
3 受入れ企業や地方への意見聴取について.....	17
4 法令に企業の多文化共生に係る包括的な責務を明記すべき.....	18

その他

1 受入れ企業に対するアンケート調査について.....	19
2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)抜粋(P7)について.....	20
3 1号特定技能の入り口において求める日本語能力等について.....	21

改正案① 8ページ 特定技能所属機関(受入れ企業)の基準改正

1 改正の挿入箇所

- | |
|--|
| <p>○ 改正の挿入箇所については 12 の2となっているが、12 号は報酬の払込み方法に関する項目であり、関連性が薄いため、別に項立てすることが望ましい。</p> |
|--|

(答)

- 法技術的観点から、今回の改正では12号の2を新設することといたしました。

2 協力要請の主体について

○ 協力要請の主体が地方公共団体に限定されているが、国も主体となり得ると考える。

(答)

- 本改正案については、1号特定技能外国人の受入れ見込数の増加を踏まえ、地域における共生社会実現の観点から、特定技能外国人の就労先の所在地及び住居地として当該外国人を受け入れることとなる地方公共団体と特定技能所属機関との間で適切にコミュニケーションを図ることで支援の実効性を確保していくことが特に重要であることから、その共生社会の実現の観点から、特定技能所属機関の責務として措置することとしているものです。

- 政府においては、令和4年6月に決定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく所存です。

3 企業の能動的な対応を求めるよう、踏み込んだ表現を検討

- 改正案はあくまで「地方公共団体から協力を要請された場合は協力する」という受動的な対応であり、共生社会の実現は行政のみで進めていくものではないことから、今一步踏み込んだ表現を検討願いたい。
- ※ 例えば、省令改正案には「特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすること等、共生社会の実現に寄与することとしていること。」等
- ※ 運用イメージについても同様に、「特定技能外国人が地域住民と共生できるよう地域社会参画の機会の確保に努めること」「地方公共団体から各種情報の周知、提供があった場合は、雇用する特定技能外国人について積極的に情報提供を行うこと」等、能動的な文言を盛り込んでも良いのではないか。

(答)

- 本改正案による運用としては、
- ・ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画作成の際、当該外国人が就労予定の事業所所在地及び住居地が属する地方公共団体において実施する、共生社会の実現のための施策を確認、これを踏まえた支援計画の下、支援を実施すること。
 - ・ 共生社会の実現に必要な施策であり、それが支援計画に基づく支援に資するものである場合、地方公共団体からの協力要請に応じること。
- を想定しています。
- いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

4 長期で安定的な生活を送る上で必要なことは、受入れ企業の責任で対応するよう、省令改正案に盛り込むべき

- 共生社会実現の実効性を担保するためにも、アンケート調査等実施や、各種情報提供の周知、提供等要請にかかる協力のみならず、さらに一步踏み込んだ対応が必要と言える。例えば納税、保険加入、年金払込み等、外国人材が長期で安定的な生活をする上で必要なことは、受入れ企業の責任で対応するよう、本省令改正案に盛り込むべきと考える。

(答)

- 本改正案による運用としては、
- ・ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画作成の際、当該外国人が就労予定の事業所所在地及び住居地が属する地方公共団体において実施する、共生社会の実現のための施策を確認、これを踏まえた支援計画の下、支援を実施すること。
 - ・ 共生社会の実現に必要な施策であり、それが支援計画に基づく支援に資するものである場合、地方公共団体からの協力要請に応じること。を想定しています。
- 他方、御指摘の点については、本省令第2条第1項第1号において「労働、社会保険及び租税に関する法令の基準を遵守していること」が特定技能所属機関の適合性基準として規定されており、在留諸申請時、当該基準の適合性に係る審査を行うこととしています。

5 「特定技能」に限定せず、全ての外国人材を対象とする制度の検討について

- 本改正に直接関連するものではないが、特定技能外国人に限らず、外国人被用者全体に対する受入れ企業の責務等についても国の方針を明確にしていきたい。
- 地方公共団体が受入れ企業にアンケート調査等を実施する、あるいは各種情報を周知、提供等を要請する場合、在留資格を「特定技能」に限定せず、基本的に全ての外国人材を対象とすることが想定されるため、本省令改正案のみでは、地方公共団体のニーズを満たすことができないと思われる。対象を「特定技能」に限定しないよう、全ての外国人材の所管省庁間で、議論、検討を行っていただきたい。

(答)

- 本件省令改正は、令和6年3月「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について(令和6年3月29日閣議決定)」に特定技能所属機関の責務が追記されたことを踏まえて、運用の具体化を図るものです。
- したがって、本件は特定技能制度において実施するものですが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

6 具体的な運用イメージに記載する文言の修正の検討

- 「地方公共団体がアンケート調査等を実施する場合」、とあるが、アンケート調査に限定されるイメージがあるため、「雇用状況等に関するアンケート調査、意見聴取やヒアリング等」とする等、個別の働きかけにも積極的に対応するような文言にしていただきたい。

(答)

- 本件の運用に際しては、いただいた御意見も踏まえ、地方公共団体及び特定技能所属機関等に省令改正の趣旨や目的、運用等を御理解いただけるよう、丁寧な検討及び周知活動を行ってまいります。

7 特定技能外国人の受入れ状況の共有について

- 本照会に係る見直し案は、特定技能外国人の受入れ企業に対し、共生社会の実現のために地方公共団体が実施する施策への協力義務を課す制度改正だと認識している。しかし、現行の入管法においては、どの企業に何人の特定技能外国人が在留しているかを地方公共団体が把握できる仕組みになっておらず、制度改正の実効性に疑義が生じるところである。従って、入管庁においては、地方公共団体の要請に応じ、県内企業における特定技能外国人の受入れ状況（企業名、受入れ人数、受入れ分野等の情報）を開示していただけるような仕組みを設けていただきたい。
 - 受入れ企業に求める責務の実効性を確保するためには、受入れ企業と地方公共団体が連携を密にすることが不可欠であることから、受入れ企業が在留諸申請をした際にはその情報（企業名、特定技能の産業分野、特定技能外国人の数、帯同家族の有無等）が地方公共団体に提供される仕組みが構築されることが必要と考える。
 - 都道府県においては、域内の特定技能所属機関等を網羅的に把握する手段を有していないため、共生社会実現のため協力を要請する相手方を特定できない。国においては、都道府県が適切に協力要請を行える仕組みを整備されたい。
 - 現状、特定技能外国人の雇用状況について地方公共団体が把握できる仕組みがないため、本改正にあたっては、その仕組みの構築も合わせて対応いただきたい。
 - 「具体的な運用のイメージ」に、「地方公共団体が受入れ企業に対して、当該機関に所属する特定技能外国人に対する各種情報の周知、提供等を要請する場合」とあるが、地方公共団体（市町村）は管轄内の受入れ企業を把握していない現状であるため、必要に応じて、地方公共団体へ受入れ企業の情報を提供いただきたい。
 - 地方公共団体が、受入れ企業に対して調査や情報周知等の協力を求めるとき、国が把握する受入れ企業の情報を共有いただきたい。
- ※ 現在、都道府県及び市町村において、特定技能雇用企業を把握していないため、該当企業に対して協力を要請することができない。

（答）

- 具体的な運用方法については、現在、検討中ですが、特定技能所属機関には、特定技能外国人を受け入れる際に、当該特定技能外国人の事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体に対して、「当該地方公共団体からの協力要請に対して、必要な協力を行う。」旨記載した書面を提出していただくことを想定しているところ、当該書面に特定技能所属機関の所在地及び連絡先等の情報も記

載していただくことを検討しており、地方公共団体においては、当該書面上の情報により、地域内で特定技能外国人を受け入れている企業等の把握が可能になると考えています。

8 地方公共団体の相談先等について

- 地方公共団体から、受入れ企業が上記のような協力要請に応じないとして相談があった場合、その内容を踏まえて、地方入管局は受入れ企業に対して、必要な指導等を行う」について、地方公共団体はどこに相談することになるのか（例えば「出入国在留管理庁」なのか「出張所」でもよいのか）、また、指導までの期日はどの程度を想定しているのかご教示ください。

(答)

- 具体的な運用は、現在、検討中ですが、地方公共団体からの相談の窓口は地方出入国在留管理局(本局・支局)の特定技能を担当する部署を想定しています。出張所に御相談された場合も、お聞きした内容を本局又は支局の特定技能を担当する部署に伝え、必要な指導等についても同部署が行うことを想定しています。
- 指導等に至るまでの期間等については、事案ごとに異なるため、一概にお答えすることは困難ですが、個別の事案に応じて、適切に対応いたします。

9 罰則について

- 報告徴収等を拒否した場合や改善命令処分に違反した場合の罰則の内容はどのようなものかを補足していただきたい。
- 協力要請だが、最終的に罰則を適用できることによって、実質的に命令と同じになっていることに違和感がある。

(答)

- 地方公共団体から、協力要請に応じない特定技能所属機関があるとして入管庁に相談があった場合、まずは、入管庁において、事実関係を調査の上、必要に応じて、特定技能所属機関に対する指導・助言・協力依頼を行うこととなります。

- また、事実関係が明らかでない場合は、必要な限度において、報告徴収等を求めることがあります。

- その上で、累次にわたる指導等にもかかわらず、必要な協力が行われないう特定技能所属機関に対しては、地方公共団体の共生施策の内容、当該特定技能所属機関が関与する必要性及び相当性その他諸般の事情を総合的に勘案し、当該特定技能所属機関が地方公共団体による共生施策への協力が可能であるにもかかわらず、これを行わないため、当該特定技能外国人に対し職業生活上、日常生活上又は社会生活上必要な支援の実施が確保されず、その適正な在留及び支援計画の適正な実施に重大な支障が生じていると認められる場合には、当該特定技能所属機関に対し、改善命令等を行うことがあり得ます。

- なお、報告徴収等を拒否した者や改善命令処分に違反した場合の罰則については、出入国管理及び難民認定法第七十一条の四及び第七十一条の三に規定されています。

<参考1>指導等に係る規定について

(特定技能所属機関に対する指導及び助言)

第十九条の十九 出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 一 特定技能雇用契約が第二条の五第一項から第四項までの規定に適合すること。
- 二 適合特定技能雇用契約の適正な履行
- 三 一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合すること。

四 適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施

五 (略)

<参考2> 報告徴収等に係る規定について

(報告徴収等)

第十九条の二十 出入国在留管理庁長官は、前条各号に掲げる事項を確保するため必要な限度において、特定技能所属機関若しくは特定技能所属機関の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは特定技能所属機関若しくは役職員に対し出頭を求め、又は入国審査官若しくは入国警備官に關係人に対して質問させ、若しくは特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2、3 (略)

第七十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十九条の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

<参考3> 改善命令等に係る規定について

(改善命令等)

第十九条の二十一 出入国在留管理庁長官は、第十九条の十九各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所属機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

第七十一条の三 第十九条の二十一第一項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案② 9ページ 第一号特定技能外国人支援計画の基準改正

1 地方公共団体の共生社会関係施策の確認について

- 地方公共団体の共生社会関係施策を確認するとあるが、どういった内容をどのように確認するのかを補足していただきたい。
 - 特定技能所属機関等が地方公共団体の共生社会関係施策を網羅的に確認することができる仕組み(ポータルサイト等)を国において整備されたい。
 - 運用イメージに「共生社会の実現のための施策を確認し」とあるが、当該施策には労働環境や雇用関係の施策のほか、生活環境や教育環境など様々な分野が関係し、また(当該施策の有無も含めると)都道府県だけでなく市町村や教育委員会等、担当する部署も多岐にわたることが想像される。項目が絞られているか、一元的に確認できるようなものがないと、確認すべき内容次第で、企業も地方公共団体も負担が増大すると考えられる。
 - 「地方公共団体の共生社会関係施策を確認した旨を申告させる」とあるが、この申告のために地方公共団体の事務の増加とならないように運用いただきたい。
- ※ 関係施策とは具体的な施策等を指すのか、また、企業が確認をするために、行政が準備すべき書類は何を想定しているのかが不明であると、企業から地方公共団体への問合せが増加することを危惧する。

(答)

- 具体的な運用案として、特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画を作成する際、地方公共団体の公表資料、ホームページ等を確認し、当該外国人が就労予定の事業所所在地及び住居地が属する地方公共団体において実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、当該支援計画を作成いただくことを検討しています。
- 本件の運用に際しては、地方公共団体及び特定技能所属機関に過度な負担が生じないよう、丁寧な検討及び周知活動に努めてまいります。

2 受入れ企業の支援計画の共有について

- 「地方公共団体から、受入れ企業等が共生社会の実現のための施策を踏まえた支援計画を適切に実施していないなどの相談があった場合」について、地方公共団体において、「支援計画を適切に実施していない」企業の情報をどのように入手することを想定しているのかご教示いただきたい。
- 運用イメージにあるように、地方公共団体から、受入れ企業等が共生社会の実現のための施策を踏まえた支援計画を適切に実施していないなどの相談を地方入管局に行うには、前提として地方公共団体が当該支援計画の内容を知っている必要があるため、受入れ企業等又は地方入管局から支援計画の内容を共有する仕組みを作っていただきたい。

(答)

- 具体的な運用方法については、現在、検討中ですが、特定技能所属機関には、特定技能外国人を受け入れる際に、当該特定技能外国人の事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体に対して、当該地方公共団体からの協力要請に対して、必要な協力を行う旨記載した書面を提出していただくことを想定しています。
- 当該書面には特定技能所属機関の所在地及び連絡先等の情報も記載していただくことを検討しており、地方公共団体においては、当該書面上の情報も活用していただきながら、各地域の共生社会に関する施策につき、地域内の特定技能所属機関に必要な協力を求めていただくことを想定しています。
- その上で、地方公共団体が協力要請を行う中で、これに応じない特定技能所属機関がある場合には、事案に応じて、地方出入国在留管理局の本局又は支局の特定技能を担当する部署に御相談いただき、同部署において、事実関係を調査の上、必要に応じて、特定技能所属機関に対する指導・助言・協力依頼等を行うことを想定しています。

3 地方入管局の指導前における地方公共団体による働きかけの可否について

○ 「地方入管局は受入れ企業等に対して、必要な指導等を行う。」とあるが、地方入管による指導に先立って地方公共団体から直接受入れ企業への働きかけは可能かを補足していただきたい。

(答)

- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人の事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体に対して、「当該地方公共団体からの協力要請に対して、必要な協力を行う」旨記載した書面を提出していただくことを想定しています。

- 当該書面には特定技能所属機関の所在地及び連絡先等の情報も記載していただくことを検討しており、これにより、地方公共団体は、直接、地域内の特定技能所属機関に対し、共生社会の実現のための施策について、協力要請の働きかけを行っていただくことが可能になると考えています。

- その上で、地方公共団体から、協力要請に応じない特定技能所属機関があるとして地方出入国在留管理局の本局又は支局の特定技能を担当する部署に相談があった場合は、同部署において、事実関係を調査の上、必要に応じて、特定技能所属機関に対する指導・助言・協力依頼等を行うこととなります。

改正案①及び改正案②の共通事項

1 地方公共団体の定義について

○ 「地方公共団体」とは、当該一号特定技能外国人が就労する予定の事業所の所在地及び、当該一号特定技能外国人の居住する「都道府県及び市区町村」を指すという理解でよいかご教授いただきたい。

※ 現状では都道府県と市区町村がそれぞれ共生社会実現のための施策を定めて実施している。都道府県と市区町村がそれぞれ定める共生社会実現のための施策の両方が今回の省令改正案の対象となるという理解でよいか確認したいため。

(答)

○ 御認識のとおりです。

2 国主導による共生社会の実現について

- 改正内容を見ると受入れ企業等と地方公共団体任せの部分が多く見受けられる。共生社会の実現は全国的な課題であり、自治体の大小や財政力を問わず実現すべきものであることから、まずは国が主導し全国で均一的な取組が行えるよう、人的・財政的措置を行われたい。
- 今回の改正で、地方公共団体のみ事務負担、財政負担が大きくなることのないよう、受入企業と地方公共団体に負担を求めるだけでなく、国も、財政措置等を講じる必要があると考える。

(答)

- 政府においては、令和4年6月に決定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく所存です。

- いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただき、引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。

3 受入れ企業や地方への意見聴取について

- 改正後の省令に基づく具体的な手続きについては、受入れ企業等の声などを聴いた上で、必要かつ効率的なものとなるよう検討いただきたい。今後の制度運用に際しては、省令改正に向けたヒアリング等において抽出された課題や対応方針などを踏まえた、当該制度に係る国の基本方針等をお示しいただきながら、地方からの意見聴取を進めていただきますよう配意願う。

(答)

- 本件の運用に際しては、地方公共団体及び特定技能所属機関に省令改正の趣旨や目的等を御理解いただき、また、双方に過度な負担が生じないよう、丁寧な検討及び周知活動を行ってまいります。

4 法令に企業の多文化共生に係る包括的な責務を明記すべき

- 在留諸申請時の地方公共団体の共生施策確認申告、受入れ企業への指導や報告徴収及び罰則、改善しない場合の処置等について、これらを実行に移すと、内容に関する問合せ対応等、地方公共団体の負担が膨大になる可能性がある。本県としては、個々の企業の実効性の確保(具体的な義務を課したり、指導・罰則を与えるなど)を求めるものではなく、法令に企業の多文化共生に係る包括的な責務を明記すべきと考える。

(答)

- 本件省令改正は、1号特定技能外国人の受入れ見込数の増大等を踏まえて、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが、特定技能制度の基本方針に明記されたことを踏まえて、その運用の具体化を図るものです。
- 本件の運用に際しては、地方公共団体及び特定技能所属機関に省令改正の趣旨や目的等を御理解いただき、また、双方に過度な負担が生じないよう、丁寧な周知活動を行ってまいります。

その他

1 受入れ企業に対するアンケート調査について

○ 今回の改正は、地方公共団体における共生社会実現のための取組を後押しいただけの物という認識だが、今後、国より、地方公共団体に対し、受け入れ企業へのアンケート調査等の依頼が想定されているか。想定されている場合は、必要な財政措置等も併せてご検討いただきたい。

(答)

○ 政府においては、令和4年6月に決定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていくこととしているところ、御指摘のような調査等の要否・内容(実施主体、手法、費用負担等を含む。)については、今後施策を策定していく過程で必要に応じて定められるものであり、現時点では具体的な回答は困難です。

2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)抜粋(P7)について

- 「地方公共団体の要望を聞き取った上で、受入れ企業と地元の地方公共団体とが意思疎通しやすい環境を整える」のは「国が」という認識でよいかを補足していただきたい。

(答)

- 御認識のとおりです。

3 1号特定技能の入り口において求める日本語能力等について

- 1号特定技能の入り口における能力指標である日本語能力試験 N4(分野によっては N3)について、業務に携わる上で必要十分なものと言えるか、さらに高い能力を求めるべきか、業界団体等とコンセンサスを図る必要がある。また、1号特定技能外国人の支援項目である「生活のための日本語習得の支援」について、実質的な能力評価基準・方法を設けた上で、その支援プロセスの明確化を行うべきと考える。

(答)

- まず、現行の特定技能制度の基本方針上、1号特定技能外国人の受入れの要件として課している日本語能力を測る試験については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められることとされており、当該規定を踏まえて、各分野別運用方針において、当該分野における具体的な日本語能力の水準を規定しています。
- この点につき、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について(令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)」では、特定技能1号について、日本語教育の参照枠A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)の合格を要件とすることとされており、今後、政府においては、有識者等の意見を踏まえつつ、特定技能制度(及び育成就労制度)の基本方針において、1号特定技能外国人に対しては日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる旨を規定することを検討しています。
- 加えて、令和6年6月に公布された出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律に基づき、今後、特定技能制度における分野別運用方針の作成に当たっては、有識者等の意見を聴取することとされているところ、各分野において特定技能外国人に求める日本語能力については、分野を所管する省庁において関係業界等とも相談した上で、案を作成し、制度所管省庁による検討を行った後、当該有識者等の意見を聴取した上で決定することとしています。